

非常変災時の登下校について

台風等により臨時休校の措置をとる場合について

1. 午前7時の時点で「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合

・午前7時の時点で、「堺市」に「暴風警報」または「特別警報」が発令されているときは、臨時休業とします。
午前7時以降の時刻に解除されても、その日は一日臨時休業になります。

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

※テレビ等の台風情報で、暴風警報等発令の有無の確認をお願いします。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

台風等による緊急下校措置をとる場合について

1. 登校後「暴風警報」等が発令され、緊急に授業を中止し下校措置をとる場合

○地区別での下校を実施しますが、下記の点にご注意願います。

①「のびのびルーム」はありません。

「のびのびルーム」児童は全員下校せずに学校待機となりますので、お子様を迎えに来てください。

②変災時の交通状況などにより学校待機とする場合があります。お迎えをお願いします。

※R7年度から変更しております。

2. 問い合わせについて注意事項

○電話でのお問い合わせは、関係官庁からの緊急連絡等に支障をきたしますのご遠慮ください。

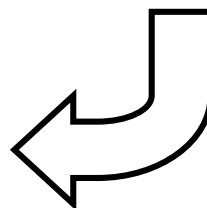
ただし、帰宅先が急に変更になった等の緊急連絡のみ受け付けます。

3. 保護者の皆様には、Tetoruにてお知らせいたします。

また、本校ホームページに緊急連絡情報を随時アップします。

4. 携帯電話から、臨時ホームページにアクセスされる方は、下記の QR コードを読み取っておいてください。

<http://www.sakai.ed.jp/fukuizumichuo-e/indexm.htm> と直接 URL を打ち込んでも、ホームページにはアクセスできます。



5. 暴風警報が発令されていない場合でも児童の安全を考え、緊急に下校することがあります。その場合は上記と同じように連絡いたします。

◎お子さんの下校時に留守となるような場合、緊急時の下校先について普段から子どもさんとよく話し合っておいてください。

【登校後に「特別警報」が発令された場合】

「自分の命を守る行動をとる」ことが最優先となります。全児童を学校待機とします。保護者やお家の方が直接学校に迎えに来ていただくことになります。

大雨警報が発令されている場合について

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

※大雨警報のみの場合は臨時休業となりません。

2. 始業後

○気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。その場合は「暴風警報」発令時と同じ措置を取り、同様に連絡いたします。

○特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。

○局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

雷が鳴っている場合について

1. 登校前

○雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったといわれています。

2. 始業後

○屋外での活動を中止し、雷が収まるまで子どもを屋外に出さないようにします。

○下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

大地震発生の場合について

1. 登校前

- 堺市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度 4 以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- 子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。
- 保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。

(参考)

津波警報が発令されている場合について

※本校は津波避難地域内の学校ではありませんので、下記の説明は参考資料となります。

1. 登校前

- 津波避難地域内の学校においては、堺市に大津波警報が発令された場合、臨時休業とします。
- 各家庭で避難目標や家族が落ち合う場所をあらかじめ話し合っておき、避難してください。

2. 始業後

- ただちに授業を打ち切り、子どもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。

学校が臨時休業となった場合や、台風接近に伴う緊急下校の措置をとった場合は、
「のびのびルーム」も閉室（お休み）となります。なお、のびのびルームへのお問い合わせは 電話 072-298-3049 へ直接お願いします。